京都大学	博士 (法 学)	氏名	尾形 健	
論文題目	福祉国家と憲法構造			

## (論文内容の要旨)

生存権規定を有する日本国憲法の下で、わが国は、戦後60年余の間、国民の生活保障等に関する政策を展開してきた。最高裁判所は、憲法が「福祉国家的理想」に依拠することを闡明し(最大判昭47・11・22)、憲法学説もまた基本的に「福祉国家」の観念を共有してきたと考えられる。本論文は、このような「福祉国家」論の展開が憲法構造全体の理解にどのような影響を与えてきたかについて、その主要な論点に焦点を当てて検討を加えるものである。

まず、本論文は、これまでの憲法25条に関する解釈学説の展開を検証し、従来の議論で見落とされてきた論点を析出し、本論文で取り組むべき課題を設定する(序章)。これまでの憲法学説は、生存権の権利性をめぐる解釈論を中心として「福祉国家」の憲法的意味を追究してきたが、こうした傾向には、次のような空隙があると指摘する。第一に、憲法25条の解釈に議論が集中してきために、いわゆる抽象的権利説が通説的見解とされる一方で、現実に整備されている実定法制度について、予算等の制度的な考慮事項に配慮しつつ、具体的に検討する作業が十分に行われていない。第二に、生存権を具体化するための制度的な考慮事項については、憲法25条のみならず、憲法構造全体を俯瞰して、権力分立や財政立憲主義などの統治機構の在り方や、わが国の経済体制・社会経済政策の在り方をも踏まえて検討する必要があるにもかかわらず、その点について十分意識されていない。本論文は、このような強い問題意識に基づいて、福祉国家の動態を憲法構造全体との連関において把握し、福祉国家論と憲法構造の間に存する相克を明らかにする必要性を説く。

次に、本論文は、序章において明らかにした問題を分析する視角を得るために、福祉国家論に関する総論的な検討を行う(第1部)。まず、福祉国家の形成・発展が、憲法構造の理解にどのような影響を与えてきたかについて、合衆国最高裁判所(以下「連邦最高裁」という。)判例の動向を手がかりに検討する(第1章)。1937年、連邦最高裁により社会保障関係立法に対する憲法上の根拠が承認された後、合衆国では、修正第14条の適正手続や平等保護条項等を通じて、社会保障に係る憲法上の権利保障が図られてきた。しかし他方で、公的扶助・障害者教育行政等をめぐり、連邦と州の関係をめぐる争いが展開され、連邦最高裁は連邦政府の権限に一定の枠をはめる動きを見せてきた。これらの展開から、本論文は、社会権規定を欠く合衆国憲法にあっても、社会保障に係る憲法上の権利保障が動態的に展開されてきている点、及び、連邦最高裁が福祉国家の展開を真摯に受け止めながらも、憲法構造との緊張関係を不断に意識して、これを統制・嚮導するための法理を構築しようと努めてきた点に注

目する。そこから、本論文は、日本国憲法下にあっても、憲法25条だけではなく、憲法構造全体との連関において福祉国家の在り方を把握・検討すべきことを示し、社会権の実現においても、政治部門と裁判所の対話を重視した漸進的な展開を志向する。

続いて、本論文は、日本国憲法が措定する「福祉」構想を明らかにするために基礎理論的な検討を行う(第2章)。ここでは、リバタリアニズム(R.ノージック)、平等主義的リベラリズム(R.ドゥウォーキン)や共同体論(M.ウォルツァー)という、現代正義論における配分的正義論を中心に考察が加えられる。まず、本論文は、配分的正義の理念を拒否するノージックの理論にあっても、何らかの「福祉」の構想が必要であることを確認する。そのうえで、ドゥウォーキンとウォルツァーの配分的正義論の検討に進み、ドゥウォーキンの議論には、配分的正義論が人の「善き生」にとって倫理的基礎を提供する含意があること、さらに、ウォルツァーが、人々が自尊(self-respect)の観念を有する市民としてあり続けるための財として「福祉」を位置づけている点に注目する。そして、ドゥウォーキンとウォルツァーの間に存する哲学上の相違にもかかわらず、両者が、人の有意味な「生」にとって「福祉」が持つ意義を真剣に考慮し、そこから配分的正義論を展開しようとしていた点を重視すべきであると説く。

以上の検討を踏まえて、本論文は、「福祉」が人の有意味な「生」を実現する「媒介」又は基礎となることを、憲法論として位置づけようと試みる(第3章)。憲法論において、「福祉」を個人の有意味な生の「媒介」又は基礎として位置づけようとする場合、「人権」の観念に含まれる普遍主義的な論理を維持しつつ、当事者の置かれた個別具体的な状況等に対してどこまで配慮しうるか、という問いを考察することが重要となる。その手がかりとして、本論文は、A.センとM.ヌスバウムによる潜在能力アプローチを検討し、とりわけ、人間存在をめぐる普遍主義的観念を踏まえつつも、なお人間の具体的状況に顧慮しようとするヌスバウムの議論に共感する。そして、憲法25条による生存権保障は、各人が、現実の社会状況下にあって、自己の生を自律的・主体的に構想し、かつ達成しようとする営みを支援することを目的とするものと解し、自律的・主体的生のための生活保障を実現するには、人間存在の生の過程・側面における個別的な必要に応じて、その在りようを具体的に検討すべきであると説く。

以上の総論的検討に続き、本論文は、福祉国家の展開と憲法構造との関係について、憲法の個別規定に関する問題をいくつか取り上げて考察する(第2部)。まず、生存権保障に関する問題については、憲法25条の権利としての性格と司法審査の可能性から検討を始め(第4章)、同条は、生存権保障の実現を第一次的に政治部門に託していると同時に、国家による積極的権限発動の適法性を審査するように裁判所に求めるという両面性を有しており、政治部門と司法による「協働」を期待していると位置づけたうえで、同条の特性を踏まえ

た司法審査の在り方を模索する。そして、憲法25条が個人の自律的・主体的生を尊重し支援するものと解する立場から、生存権保障が、人の生の具体的必要に応じ、基礎的生活保障にとどまらない様々な段階・射程を持ち、同条をめぐる立法・行政裁量に対する規律も、それに応じて個別具体的に検討する必要があることを主張する。この見地から、問題となる国家行為の類型ごとに、かつ事案に即した形で個別具体的な司法審査を行うべきことを目指す。

次に、本論文は、男女の性別に基づく役割の在り方と社会保障制度との関係が重要な政策課題となりつつある点を踏まえて、性差別に関する合衆国の連邦最高裁判例及び学説を素材として、憲法論の観点から検討する(第5章)。本論文は、性別に基づき区別を行う法令の問題について、①性別に基づく役割分担に関するステレオタイプを反映するもの、②女性が直面する経済的困難・不利益を補償する目的で女性を保護しようとする、性に基づく「優遇的な(benig n)」区別、及び③女性の生物学的特性(妊娠・出産等)にかかるものに類型化し、それぞれについて判例法理の展開と学説の議論状況を概観する。そのうえで、憲法25条が個人の自律的・主体的生の尊重を企図するものと解するという立場から、憲法14条1項等が人格価値の平等をも保障するものと解し、上記①から③にわたって、わが国の社会保障給付における問題点を検討する。

最後に本論文は、福祉国家と憲法が想定する統治構造との関係に関する制度論的課題を取り上げる(第3部)。第一に、高齢者医療制度改革をめぐる議論を素材に、福祉国家的施策の制度構想について、憲法論の観点から検討し(第6章)、わが国における高齢者医療制度の展開を概観し、そこには、若年者層と高齢者層との間における医療費の公正な負担の在り方に関する根本的な問いがあることを指摘すると同時に、高齢者医療制度の望ましい在り方について、厚生省医療保険福祉審議会制度企画部会答申(1999年)で示された改革案をもとに検討する。そして、憲法25条が個人の自律的・主体的生を尊重し支援する目的を有するという立場から、医療保険制度における強制加入制の意義、及び財源調達として社会保険方式の持つ意義を明らかにし、さらに、配分的正義論の示唆を受けて、人間存在の生の過程・側面における必要に配慮した制度構想が肝要であることを指摘する。

本論文は、第二に、社会福祉サービス供給主体の多様化とその公的支援の在り方に関連して、「慈善」・「博愛」事業に対する公金支出規制等を定める憲法89条後段の意義を再検討する(第7章)。戦後初期の社会福祉行政にあっては、その規定は公的助成を制約するものとされ、それを回避する施策(「措置制度」)が実施されたが、本論文は、同規定がそもそもこのような公金支出等を規制する趣旨であったのか、また、同条にいう「公の支配」の意義が必ずしも明らかではなかったのではないか、といった問題点があることを指摘する。そして、憲法制定時における同規定の理解について、マッカーサー草案起草時から帝国議会での審議までを検証し、さらに法制意見・学説・裁判例における解釈論の展開を概観した上で、それは、「公の支配」が及ぶことを条件とした

公金支出等を許容する規定であり、「公の支配」の文言は公費濫用防止	こという
   意義を明らかにするものであって、財政統制に関する範囲で同条の射程	量が及ぶ
ものと捉える。この見地から、憲法89条後段は、社会福祉サービス供給	主体の
多様な助成を許容するものであり、市民社会における私的団体に対し、	
よる財政支援とそれに伴う監督を予定しているという意味で、なお今日	
を有していることを明らかにする。	日子心秋

## (論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本国憲法第25条に関連する最高裁判例や解釈学説の展開、及び福祉受給権をめぐるアメリカ合衆国最高裁判例の動向を丹念に検討し、また現代正義論における「福祉」理論の考察を踏まえた上で、福祉国家の動態を憲法構造全体との連関において把握し、社会保障法制の具体的な在り方について憲法論の観点から指針を示すことを試みるもので、福祉国家論に新たな地平をもたらす卓越した水準の研究業績であると評価することができる。

従来の憲法学説は、最高裁判所が、朝日訴訟や堀木訴訟等において、生存権の実現に係る広範な立法裁量を承認したことに対応するため、その関心を憲法第25条の法的性格に関する問題に傾注してきた。しかし、他方で、「福祉国家」の理念に関する理論的な考察や、現実の社会保障法制に関する具体的な検討を十分に行えていないのではないかとの批判が存するところであった。

本論文の最大の成果は、現代正義論の展開を踏まえた基礎理論的な考察、 福祉国家の実現をめぐる問題を憲法構造全体の中で検討しようとする広い視 座、そして社会保障法制に関する緻密な分析を有機的に結びつけることによ って、このような憲法学説の閉塞状況を打ち破り、憲法学における福祉国家 論の新たな地平を切り拓いた点にある。

すなわち、第1に、本論文は、福祉国家の実現を自明視することなく、その基礎について丁寧な理論的考察を加え、自由と福祉の間にある原理的な緊張関係を見据えつつ、「自律」や「自尊心」(self-respect)などの観念に基づいて両者を統合的に理解する可能性を明らかにした点において、高く評価されなければならない。とりわけ、人権論における自律的能力の問題に正面から取り組み、A.センやM.ヌスバームの議論を丹念に検討し、自由、平等と福祉を連関させる鍵として「潜在能力」(capability)の概念を導入しつつ、人権の普遍性と当事者の置かれた個別具体的な状況に対する配慮の必要性を架橋しようと試みている点に、重要な学問的意義が認められる。

第2に、従来の憲法学説が、憲法第25条の裁判規範性に議論を集中させてきた点を批判的に検討し、いわゆる抽象的権利説を理論的に深化させることを通じて、政治部門と裁判所の協働関係を重視した、複合的かつ動態的な生存権論を展開している点が注目に値する。そして、生存権を実現する動態的な過程を射程に入れることにより、権力分立論や財政立憲主義など、憲法構造全体の中で福祉国家をめぐる問題を総合的に考察することに成功している点も、本論文の優れた成果の一つとして挙げることができる。

第3に、本論文は、社会保障給付における性に基づく区別の問題や、高齢者医療制度の在り方など、社会保障法制をめぐる個別の論点を取り上げ、本論文が提唱する自律的な生と自尊心に配慮した福祉の在り方について検討を

行い、憲法論の観点から具体的な提言を行っている。それによって、観念的な傾向を有する従来の生存権論に対して、具体的な展開の可能性を示し、福祉国家に関する基礎理論的な考察が、憲法解釈論や社会保障法制の具体的設計にどのような帰結をもたらすかについて、一貫した論理に基づいて明らかにした点が高く評価されるべきである。

さらに、本論文の考察の随所において、法哲学、経済学、社会保障法学あるいは社会福祉学などの関連分野における知見が充分に活かされており、著者の学識の豊かさを示すとともに、憲法学の枠に留まらない幅広い視野からの学際的な検討が、本論文の説得力を高めているといってよい。

もっとも、本論文においては、現在、わが国が直面している膨大な財政赤字に関する問題や地方分権と社会保障制度の在り方の問題について、必ずしも十分な考察が加えられているわけではない。また、取り上げられている社会保障法制に関する個別の論点も限られている。しかし、前者については、本論文が構築した憲法解釈の枠組みに従って、今後検討が行われていくことが十分に期待されるし、後者については主として紙幅の問題に帰着するものであって、本論文の価値を些かも減ずるものではない。

これらの点を総合的に勘案すれば、本論文が、福祉国家及び生存権保障に 関するわが国の憲法解釈論の理論的水準を高める優れた業績であることは明 らかである。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと認められる。なお、平成25年11月6日に調査委員3名が論文内容と それに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断 し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとす ることを認める。